

使用料の適正化に関する審議結果
答申

令和5年1月
南阿蘇村使用料等審議会

— 目 次 —

1 諮問事項	P. 1
2 審議対象	P. 1
3 審議内容	P. 2
4 答 申	P. 4
5 所 見	P. 5

1 諮問事項

公共施設の使用料[※]の適正化について意見を求める。

背景

南阿蘇村においては、平成28年熊本地震に伴う復旧復興事業の影響等から財政状況は極めて厳しく、令和3年3月には「南阿蘇村行財政改革計画」を策定し、一層の取組が進められているものの、公共施設の維持管理、運営に要する経費が大きな負担となっている。

引き続き良質な公共サービスを提供していくとともに、その公平性を確保するため、施設利用者からの相応の使用料の徴収、いわゆる「受益者負担の適正化」を図る必要があるため。

※ 使用料 行政財産の使用または、公の施設の利用の対価として徴収することができる料金

地方自治法 第225条

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

2 審議対象

今回の審議においては、以下の14施設を対象とする（その他の施設については、必要に応じて別途審議を行うこととする）。

施設名称	貸出区分
久木野総合センター	多目的集会所、中会議室、料理実習室
長陽中央公民館	第1研修室、第2研修室、調理室
LOOPみなみあそ	フリールームA、フリールームB
白水体育館	体育館
久木野体育館	体育館
白水運動公園	グラウンド
久木野グラウンド	グラウンド
長陽運動公園	グラウンド
白水武道場	武道場
屋内多目的施設すぱーく白水	テニスコート
屋内多目的施設すぱーく長陽	テニスコート
白水B&G海洋センター	プール
白水保健センター	会議室、調理室、多目的室、和室、相談室、多目的ホール
旧白水小学校	体育館

3 審議内容

以下の使用料の算定方法、そこから導かれた額の妥当性や使用料を設定するうえで考慮すべき事項等に関して審議を行った。

1 基本的な考え方

使用料は、次の3点から算定する。

- ① 統一的な使用料原価（1時間当たりあるいは1人当たりの金額）の算定
- ② 受益者（利用者）の負担割合
- ③ 受益者負担の急激な増加を緩和する措置

なお、基本的な算定式は次のとおりとする。

$$\text{使用料} = \text{使用料原価 (①)} \times \text{受益者負担割合 (②)} \quad ※ 10円単位切上げ$$

2 使用料原価の算定

使用料原価の算定式は、以下のとおりとする。なお、経費は施設の維持管理、運営に要した費用の過去3年度の平均値、年間利用可能時間、稼働率及び年間利用者数は前年度の数値を用いる。

- ① 1時間当たりの使用料を算定する場合（会議室、調理室、体育館、グラウンドなど）
$$\text{使用料原価} = \text{経費} \times (\text{貸出区分面積} \div \text{貸出区分総面積}) \div \text{年間利用可能時間} \div \text{稼働率}$$
- ② 1人当たりの使用料を算定する場合（プール）
$$\text{使用料原価} = \text{経費} \times (\text{貸出区分面積} \div \text{貸出区分総面積}) \div \text{年間利用者数}$$

3 受益者の負担割合

受益者の負担割合は、各施設が提供するサービスを、次の2つ観点から区分し定めることとし、今回の算定にあつては各施設とも25%とする。

- ① 行政が担うべきサービスであるか
 - ・ 公共的サービス 民間では提供が難しく、行政が担うべきサービス
 - ・ 市場的サービス 民間でも提供され、民間と行政が競合するサービス
- ② 住民の日常生活において必需的なものであるか
 - ・ 基礎的サービス 大多数の住民において日常的に必要とされるサービス
 - ・ 選択的サービス 特定の住民においてのみ必要とされるサービス

公共施設の区分

区分	施設の例	受益者の負担割合
公共的・基礎的	小学校、中学校、図書館、道路、公園など	0%
公共的・選択的	公民館、体育館、グラウンドなど	25%～50%程度
市場的・基礎的		25%～50%程度
市場的・選択的		100%

4 受益者負担の緩和措置

使用料の急激な増加による利用者の減少等を避けるため、金額に上限を設ける等の措置を適用できるものとする。

今回の算定にあつては、各施設で村民の使用料が0円となつて以降、その状態が10年以上続いてきたため、各々平成23年7月まで徴収していた金額の2倍を上限とする。

5 類似施設間での使用料の調整

使用料は、前述のとおり算定するが、類似施設間で稼働率に偏りが生じないよう金額を調整できるものとする。

今回の算定にあつては、経過年数に伴う老朽化等を考慮し、築年数（改修からの年数）が20年未満の施設の使用料は1.5倍に割り増すこととする（10円単位切上げ）。

6 他自治体住民の使用料について

他自治体住民が利用する場合は、使用料を割り増すことができるものとする。

今回の算定にあつては、村民と同額であると現在の金額から下がるものが多い点や、税負担の点などから、各施設とも1.5倍に割り増すこととする（10円単位切上げ）。

4 答 申

以上のことから当審議会ではこれまで3回にわたり審議を行ってきた。次のとおり答申するとともに附帯意見を記す。

使用料の算定方法及び各施設の使用料については適当と判断する。

各施設の使用料

施設名称	貸出区分		単位	使用料(円) [※]			屋外照明
				村内居住者	村外居住者		
					現行		
久木野総合センター	多目的集会所		1時間	500	800	800	—
	中会議室		1時間	300	500	700	—
	料理実習室		1時間	500	800	700	—
長陽中央公民館	第1研修室		1時間	300	500	700	—
	第2研修室		1時間	400	600	700	—
	調理室		1時間	500	800	700	—
LOOPみなみあそ (旧久木野庁舎)	フリールームA		1時間	800	1,200	800	—
	フリールームB		1時間	500	800	700	—
白水体育館	体育館	片面	1時間	500	800	500	—
		全面	1時間	1,000	1,500	1,000	—
久木野体育館 (旧久木野中学校体育館)	体育館	片面	1時間	500	800	500	—
		全面	1時間	1,000	1,500	1,000	—
白水運動公園 (白水総合グラウンド)	グラウンド	片面	1時間	500	800	—	500
		全面	1時間	1,000	1,500	750	1,000
久木野グラウンド	グラウンド		1時間	500	800	500	500
長陽運動公園	グラウンド		1時間	500	800	500	500
白水武道場	武道場		1時間	500	800	—	—
屋内多目的施設すばく白水	テニスコート		1時間	800	1,200	900	—
屋内多目的施設すばく長陽	テニスコート		1時間	800	1,200	900	—
白水B&G海洋センター	プール	幼児	1人	0	0	0	—
		小・中学生	1人	100	200	100	—
		高校生	1人	100	200	100	—
		一般	1人	200	300	200	—
白水保健センター	会議室		1時間	1,000	1,500	700	—
	調理室		1時間	1,000	1,500	1,200	—
	多目的室		1時間	1,000	1,500	700	—
	和室		1時間	1,000	1,500	700	—
	相談室		1時間	1,000	1,500	500	—
	多目的ホール		1時間	1,000	1,500	700	—
旧白水小学校	体育館		1時間	500	800	500	—

※屋内施設は照明及び空調の使用を見込んだ金額

附帯意見

1 使用料の定期的な見直しについて

使用料は3年を目安として定期的に見直しを行うこと。ただし、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大、原油価格や物価の高騰のような、経済、環境に多大な影響が生じる場合は、適宜、検討を行うこと。

なお、使用料の見直しの際には、付帯設備に係る使用料についても併せて検討を行うこと。

2 受益者の負担割合等について

今回の受益者負担の割合や緩和措置については、使用料適正化の一步目としてはやむを得ないものとする。ただし、先述の使用料の見直しの際には、据え置くことの無いよう検討を行うこと。

3 施設運営のあり方について

施設の利用状況の見える化や容易な比較検討、現金によらない使用料の支払いなど、利便性の向上及び稼働率の上昇を図るため、利用申請や決済のオンライン化、マイナンバーカードとの連携などDX化の取組を進めること。

4 施設の利用状況の把握について

今後の使用料の見直しにおいては、施設ごとの利用状況に応じた金額を設定するため、時間帯ごとの利用状況や利用者の属性等のデータの収集、分析を行うこと。なお、先述のとおりDX化を進め、業務の効率化にも努めること。

5 所見

これまでの審議をとおして、その所見を述べる。

まず、使用料の適正化を含めた公共施設のあり方の検討に当たっては、村民と一体となり、課題の解決に向け取り組んでいただきたい。

また、今回審議した使用料の多くは1時間当たりの金額であり、500円のものでは10人で使えば1人あたりは50円となる。経営的な視点も持ち、公の施設として公平かつ効率的な運営に努めていただきたい。

最後に、この使用料の適正化は、財政基盤の強化に向けた一步目である。これを契機として、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症のような環境の変化にも柔軟に対応し、より質の高い公共サービスの提供がなされていくことを期待する。